

# 認定職業訓練実施基本奨励金（保育奨励金）支給申請書（様式 A-31）記載例

注1 「求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書」の右上に記載されている日付を記載してください。

注4 本様式に、全ての支給単位期間における出席率が8割未満の受講者は計上しないでください。

福岡 労働局長 殿  
令和 〇 年 〇 月 〇 日

〇に認定を受けた訓練を適正に実施し、基本奨励金（保育奨励金、実習奨励金、情報通信機器奨励金、職場見学等奨励金）の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。

訓練コース番号	5 - 〇〇 - 40 - 002 - 〇〇 - 〇〇〇〇					
訓練コース	<input type="checkbox"/> 基礎コース <input checked="" type="checkbox"/> 実践コース					
訓練科名						
訓練期間	令和 〇 年 4 月 21 日 ~ 令和 〇 年 7 月 31 日					
支給申請を行う訓練期間	令和 〇 年 4 月 21 日 ~ 令和 〇 年 7 月 31 日分					
月数（訓練実施日数）（注1）	1か月目 （ 〇 日）	2か月目 （ 〇 日）	3か月目 （ 〇 日）	4か月目 （ 8 日）	5か月目 （ 〇 日）	6か月目 （ 〇 日）
支給申請を行う各月の受講者数 （以下①と②の合計）（注2・注3）	3 人	3 人	2 人	2 人	〇 人	〇 人
①支給対象期間の出席率が8割以上の受講者数	3 人	2 人	2 人	2 人	〇 人	〇 人
②上記①を満たさない者で、いずれかの支給単位期間の出席率が8割以上の受講者数	〇 人	1 人	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人
中途退校者数 （訓練実施日数20日以上）（注4）	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人
中途退校者数 （訓練実施日数20日未満）（注5）	〇 人	2 人	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人
	〇 人	6 人	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人

注5 「訓練実施日数」は、訓練最終月で支給単位期間における日数が28日未満の場合のみ記載してください。

注6 ①欄は支給対象期間の出席率が8割以上の者の人数を記載してください。当該欄の人数に該当月に中途退校した者は計上しないでください。

注7 ②欄は支給対象期間の出席率が8割未満であるが、該当月の出席率が8割以上の者の人数を記載してください。当該欄の人数に該当月に中途退校した者は計上しないでください。

保育を実施した児童数	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目
保育奨励金支給申請額	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円

注8 支給対象期間の出席率が8割以上であり、当該月に中途退校した者の人数、または、支給対象期間の出席率が8割未満であるが、退校日が属する支給単位期間の出席率が8割以上の者の人数及び訓練実施日数を記載してください。

実習奨励金支給対象者数（注7）	〇 人	職場見学等奨励金支給対象者数（注8）	〇 人
-----------------	-----	--------------------	-----

パソコン等通信機器を貸与した各月の受講者数	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目
情報通信機器奨励金支給申請額	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円

注2 ①託児サービス提供機関としての要件を確認できる書類、②保育の実施に要した経費を証明できる書類、③託児サービス提供機関との契約書、④受講者に対して周知した託児サービスの提供内容が記載された書類、⑤託児サービス利用申込書（A-50）の写を添付してください。保育奨励金の支給に受講者の出席率は関係ありません。

注3 口座は都道府県ごとに1つのみ設定することができます。また、インターネットバンクは、住信SBIネット銀行、楽天銀行、ソニー銀行、イオン銀行は利用できます。

## 留意事項

- 申請期限を1日でも途過した場合は、奨励金は支給されませんのでご注意ください。  
【分割申請を行う場合の申請期限】  
1回目：訓練開始日から3か月を経過する応当日から1か月以内  
2回目：訓練終了日の翌日から起算して1か月以内  
（例）4月21日～7月31日の訓練で分割申請する場合  
⇒申請期限 1回目：8月20日 2回目：8月31日  
【一括申請を行う場合の申請期限】  
訓練終了日の翌日から起算して1か月以内  
（例）4月21日～7月31日の訓練で一括申請する場合⇒申請期限8月31日
- 申請書の提出は郵送でも可能ですが、消印ではなく、申請期限内に到着している必要がありますので、ご注意ください。
- 鉛筆での記入は認められません（容易に消すことができる筆記具による記載は認められません。）。
- 修正液、修正テープによる訂正は認められませんので、ご注意ください。
- 労働保険料の納付を事務組合に委託している場合は、求職者支援訓練の認定申請受付期間の初日から、訓練奨励金の支給申請日までの間に定められている納付期限に係る「労働保険料納入通知書」及び「労働保険料領収書」の写しを添付してください。